

令和6年8月～令和11年7月

太陽光発電施設整備事業

(三田カルチャータウン地区)

三田カルチャータウン太陽光発電所機械警備業務

仕 様 書

兵 庫 県 企 業 庁

北播磨・臨海建設事務所

第1条 適用

本仕様書は、太陽光発電施設整備事業に係る三田カルチャータウン太陽光発電所機械警備業務に適用する。

第2条 警備目的

兵庫県企業庁が設置した三田カルチャータウン太陽光発電所の財産保全と被害の防止を図り、三田カルチャータウン太陽光発電所の運営を円滑かつ効果的に実施できるよう、人為的警備を行わず各種警備機器（侵入）集中監視装置及び警備員を組み合わせた警備業務を委託するものである。

第3条 警備対象及び施設概要

受託者は下記について機械警備を行う。

(1) 警備対象

- ① 名 称：三田カルチャータウン太陽光発電所
- ② 所 在 地：三田市学園1丁目892番
- ③ 警備範囲：フェンスで区切られた敷地内部の全部

(2) 施設概要

- ① 太陽光パネル 26,124枚
- ② 特別高圧送電設備・PCS等電気設備一式
- ③ 情報処理設備一式
- ④ ITV設備一式
- ⑤ 敷地面積 約8.6ha

第4条 警備概要

人為的警備は行わず、以下の設置機器による電気的報知システムでの警備とする。

- (1) 別紙のとおり赤外線センサーを設置し、敷地侵入に対する警備を常時行うこと。なお、センサーの高さは腰高とする。
- (2) 敷地入口付近に全体の警戒解除用操作システムを設置する。
- (3) 電気設備施設にて扉開警報が発生したときは、代表接点より受信できるようにすること。
- (4) 施設は通常無人であるが、内部施設の点検・操作等のため隨時関係者が入構するものとする。

第5条 警備方法

受託者は以下の方法で警備を実施するものとする。

(1) 警備方式

前条箇所に設置した機器と、受託者の基地局とをNTT一般電話回線等で結び、24時間連続の機械警備を行うものとする。警備中異常信号が検知されたときは速やかに警備員を現地に急行させ、現地の状況を把握するとともに、最寄りの警察署、消防署に通報する等の処置を講ずる。また、同時に委託者にも同様の連絡を行うものとする。

(2) 警備員の到着時間

受託者は、基地で異常信号が検知された場合には、警備業法に定める即応体制に準じて、基地局もしくは待機所から現地に速やかに警備員を急行させなければならない。

(3) 警備時間

受託者が機械警備を行う時間は常時とする。ただし、施設関係者が内部施設の点検・操作等のため警戒解除操作を行い、再び警戒開始操作を行うまでの間はこの限りでない。なお、施設関係者は所定の手順で警戒解除操作並びに警戒開始操作を行うこととし、その都度受託者には連絡を行わないため、受託者は当該操作が適正に履行されているか基地局で監視すること。

第6条 警備機器及び設備

機械警備に必要な機器及び設備の設置は以下のとおりとする。

- (1) 機械警備に必要なセンサー、制御装置、電源装置、情報伝送装置及びこれらを結ぶ配管、配線等の附帯設備は、受託者の負担で受託者が設置するものとする。また、契約解除時の撤去についても同様とする。
- (2) 警備実施にあたりNTT回線等の開設が必要な場合、その手続き等は受託者が行うものとする。また、NTT回線等の通話料金等は受託者の負担とする。
- (3) 機械警備に必要な電源（AC単相100V）は、委託者の分電盤の予備回路を使用が可能であるが、電源の使用に必要な配線及び配管等の設備は、受託者の負担で受託者が設置すること。ただし、警備に必要な電気代は委託者の負担とする。
- (4) 受託者は、警備機器が所定の機能を常に発揮するよう適宜点検を行うものとし、故障した場合は速やかに修理を行うものとする。また、これらに要する費用は全て受託者の負担とする。
- (5) 現契約業者（契約期間：令和6年7月31日まで）の撤去完了後、直ちに機械警備に必要な機器の設置を行い、機械警備を開始すること。なお、警備機器の設置が完了するまでの間は、適宜警備員を巡回させる等、機械警備と同等の警備に努めること。
- (6) 緊急対応時の費用を含むものとする。なお、出動回数は年間12回を想定し、回数に増減があっても設計変更の対象としない。

第7条 報告等

受託者は、異常信号を受信して警備員を現場に急行させた場合及び機器の故障等が発生した場合、又は警備機器設置までの期間に巡回警備を行った場合は、速やかに報告書を作成して提出しなければならない。また、原則として毎月初めに前月分の警備状況報告書を作成し提出すること。

第8条 再委託の禁止

- 1 受託者は、委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、受託者は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

- 4 前項ただし書きにより委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 受託者は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、委託者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、委託者の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- 7 受託者は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

第9条 損害賠償責任

受託者が故意又は重大な過失によって警備物件等に損害を与えた場合は、委託者はその賠償を受託者に対して請求できるものとし、その限度額は1事故につき10億円とする。ただし、受託者が警備物件等を修理した場合、又は委託者の動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において受託者は賠償の責を負わないものとする。

第10条 警備期間と契約

- 1 警備期間は令和6年8月1日～令和11年7月31日の5年間とする。
- 2 契約期間は契約締結後から令和11年7月31日までとする。
- 3 この契約にかかる企業庁の予算において、減額又は削除の変動があった場合は、前項によらず契約を解除することがある。

第11条 その他

- 1 NTT一般回線等の不通を検出する機能及び停電を検出する機能を有すること。
- 2 業務委託料支払いは警備状況報告書の提出された後とし、原則翌月末払いとする。
- 3 警備対象については別紙図を参照すること。
- 4 警備解除にキー等を使用する制御装置を設置した場合は、警備開始前までにキー等を6セット納入すること。また、キー等の劣化等による自然損傷については無償で新品と交換すること。ただし、委託者に起因する紛失や破損については、有償により再発行を行うこと。

紙
別

